



令和4年度

西都市市民提案型
まちづくり事業補助金
利用の手引き

西都市市民課市民協働推進係



目 次

I	市民提案型まちづくり事業補助金の趣旨	…	1
II	補助の区分と補助対象	…	2
	1. 補助の区分と補助率等		
	2. 補助対象額		
	3. 補助申請ができる団体		
	4. 補助金の交付対象となる事業		
III	申請手続	…	5
	1. 申請方法		
	2. 申請期間		
	3. 申請に当たって		
IV	補助対象事業の審査	…	7
	1. 予備審査		
	2. 本審査		
	市民提案型まちづくり事業補助金審査の流れ		
V	補助金の交付	…	13
	1. 補助金の決定		
	2. 補助金の交付		
	3. 結果の公表		
	4. 本補助金の広報		
VI	実績報告及び補助金額の確定	…	14
	1. 実績報告		
	2. 補助金額の確定等		
	3. 補助金の返還		
	4. 実績の公表		
VII	その他	…	16
	1. 事業計画等の変更		
	2. 代表者等の変更		
	3. 関係書類の整理等		
	4. 補助金に関わる会計等		
	Q & A	…	17
	市民提案型まちづくり事業補助金交付事業の流れ		

I 市民提案型まちづくり事業補助金の趣旨

現在、社会情勢の変化から生み出される様々な課題に対し、自主的な活動で応えていこうとしている市民の方々がおられます。

こうした市民活動団体等は、西都市にとって大切な財産であり、その活動に大きな期待を寄せているところであります。

そこで、西都市は「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して本市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行うことで活動の活性化を図り、市民の力が存分に発揮される協働型社会を築いていくことを目指しています。

II 補助の区分と補助対象

1. 補助の区分と補助率等

区分	内容	補助率等
初期活動 サポートコース	市民活動団体等が公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民活動団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。	補助対象額の90%以内 30万円(2回目は27万円、3回目は24万円)以下
西都づくり サポートコース	市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり(地域の課題解決、イベントを含む。)のために行う事業に対し補助を行います。	補助対象額の80%以内 50万円(2回目は45万円、3回目は40万円)以下

区分については、申請の際に、内容に応じて申請団体に選んでいただきます。同一団体における同一内容の事業に対する補助金の交付は、各区分を通じて3回までです。

2. 補助対象額

補助対象額は、次の経費の合計額となります。

経費の種類	内 容
人件費	事業実施のために支払われた賃金。ただし、団体構成員及び団体より常時雇用されている者に支払われたものを除く。
報償費	事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等
旅費	講師、専門家、参加者等の不可欠と認められる旅費
需用費	ちらし、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品、被服類等の購入費等
役務費	運搬に係る経費、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等
備品購入費	事業実施のため不可欠と認められる備品購入費用。 ただし、初期活動サポートコースは補助対象額の50%以内、西都づくりサポートコースについては5万円以内

次の経費等は事業に要する経費として認めますが、補助の対象になりません。

- i 食糧費（専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代に限る。）
- ii 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用等）
- iii 家賃（敷金及び礼金等を含む。）

また、次の経費等は事業に要する経費としては認められません。

- I 食糧費（専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代は除く。）
- II 商品券等の金券の購入代金
- III 記念品購入等の経費（参加賞を含む。）
- IV 不動産の取得、造成、補償に係る経費
- V 団体の経常的な運営に係る経費
（経常的な事務局経費など。ただし、初期活動サポートコースについては除く。）
- VI 領収書等により実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- VII その他事業実施に直接関わらない経費、社会通念上適切と認められない経費

3. 補助申請ができる団体

補助金交付申請ができる市民団体等（自治公民館を除く。）は、次の条件をすべて満たす団体です。

- ① 公益的な活動を行い、又は行おうとしている団体
- ② 構成員数が5人以上で、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員としている団体
- ③ 主たる活動の場が市内にある団体

ただし、次に掲げる団体は申請することができません。

- i 営利を目的とする団体
- ii 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする団体
- iii 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体
- iv 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- v 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- vi 上記の条件ほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる団体

4. 補助金の交付対象となる事業

補助金の交付対象となる事業は、前述の補助申請ができる団体が行う事業で、次の条件をすべて満たす事業です。

- ① 特定非営利活動促進法（NPO法）に掲げる次の活動に伴う事業であること。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 2 社会教育の推進を図る活動 |
| 3 まちづくりの推進を図る活動 |
| 4 観光の振興を図る活動 |
| 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 7 環境の保全を図る活動 |
| 8 災害救援活動 |
| 9 地域安全活動 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 11 国際協力の活動 |
| 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 13 こどもの健全育成を図る活動 |
| 14 情報化社会の発展を図る活動 |
| 15 科学技術の振興を図る活動 |
| 16 経済活動の活性化を図る活動 |
| 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 18 消費者の保護を図る活動 |
| 19 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言の活動 |
| 20 上記の活動に準じる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

- ② 公益性を有すると認められること。
- ③ 市内で実施されること。ただし、市民を対象にする事業であれば市外での開催も可とします。
- ④ 同一事業について、市の財源による他の補助金等を受けていないこと。
- ⑤ 原則として、年度内に事業が完了すること。

ただし、次に掲げる事業は補助金の交付対象となりません。

- i 営利を目的とする事業
- ii 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする事業
- iii 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする事業
- iv 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

Ⅲ 申請手続

1. 申請方法

市民提案型まちづくり事業補助金を申請する団体は、締切日までに、次の書類を提出してください。提出の際は、提出書類の確認をしますので、書類は受付窓口へ直接ご持参ください。郵送及び申請団体の関係者以外の方が持参された場合は受け付けできません。

(1) 受付窓口

西都市役所 市民課市民協働推進係（生きがい交流広場内）

電話 直通 43-1204

(2) 提出書類

- ① 市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 実施団体概要（要綱様式第2号）
- ③ 事業企画書（要綱様式第3号）
- ④ 事業収支計画書（要綱様式第4号）
- ⑤ その他、様式に明記され必ず必要なものとして、次のものがあります。
 - i 申請団体の会員名簿
 - ii 申請団体の直近年度の収支（決算）報告書
（新規団体の場合で決算報告がなされていない場合は、収支予定（予算）の内容のわかるもの）
 - iii 申請団体の規約・会則
 - iv 申請事業の実施スケジュール

なお、申請団体が作成したプレゼンテーションに使用する資料などを添付する事もできます。

応募手続等についての説明を希望される場合は、お問い合わせください。

2. 申請期間

令和4年4月1日（金） ～ 11月30日（水）

※ 土・日・祭日は閉庁です。なお、上記期間については、補助金の交付状況により変更する場合があります。

3. 申請に当たって

この市民提案型まちづくり事業補助金は、申請後、審査を行った上で補助金の交付の可否が決定されるため、申請された事業すべてに申請内容どおりの補助金が交付されるわけではありません。

申請に当たっては、補助金の交付がされなかった場合でも、支障のない事業計画、収支計画を立てていただきますようお願いいたします。

IV 補助対象事業の審査

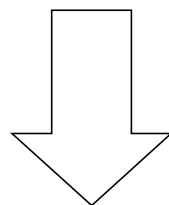
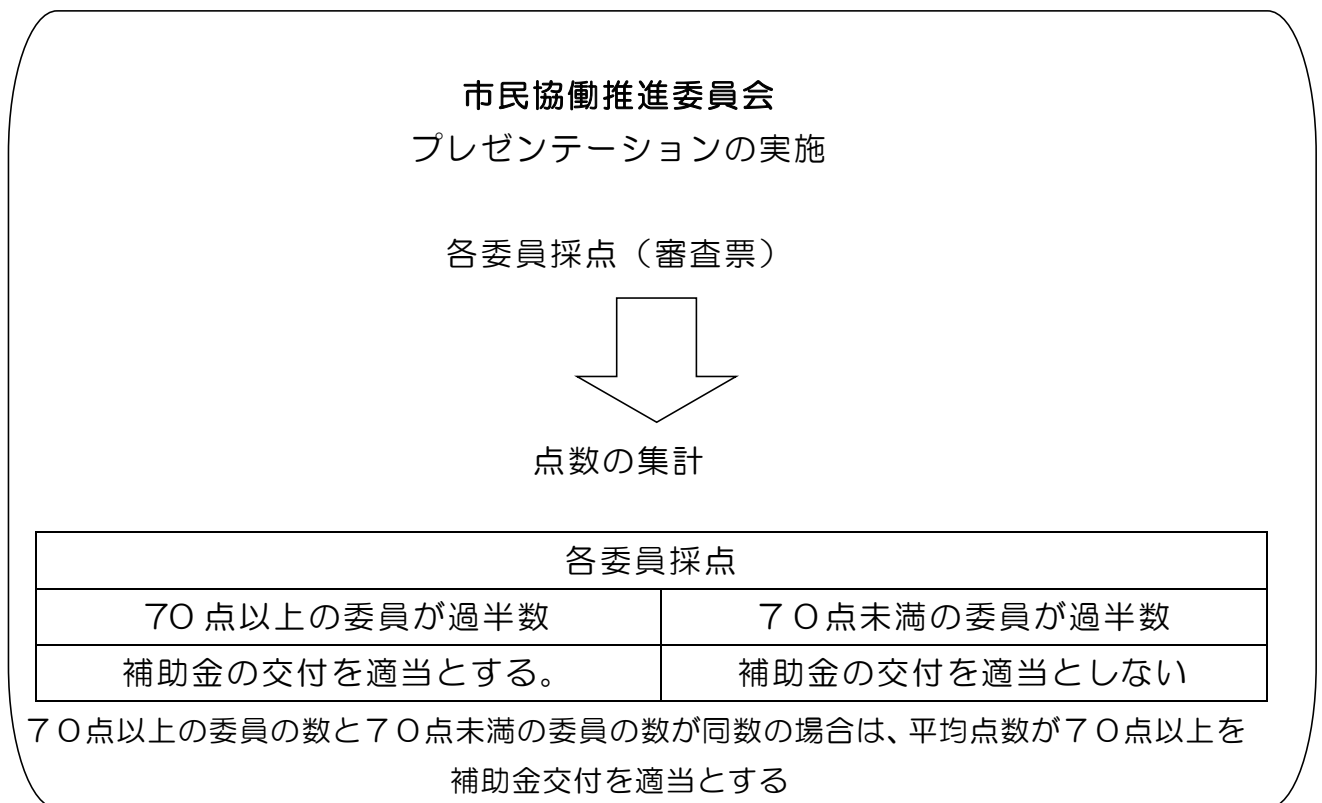
1. 予備審査

西都市市民課市民協働推進係において審査します。

書類等の不備がないかの形式審査（書類審査）となります。

2. 本審査

予備審査から10日後以降に行われる市民協働推進委員会において審査します。審査から補助金の交付決定までの流れは次のとおりです。



結果を市長に報告

審査結果に基づき補助金交付の可否及び交付額を決定

(1) プレゼンテーションの実施

申請団体によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの時間は、1事業につき、委員による質問の時間を併せ20分以内とします。

プレゼンテーションの日時、場所については、別途申請団体に通知します。なお、団体の都合による時間等の変更は、特別な場合を除き、対応いたしません。

無断でプレゼンテーションを欠席した場合は、申請を取り下げたものとみなします。

必要な機材等については、可能な限り市民協働推進課で準備いたしますが、場合によっては、発表者に準備していただく場合もあります。

(2) 審査票による採点

各委員はコース毎に設けられた審査票により採点を行います。審査票は各項目5段階評価で採点し、各項目には重要度に応じて倍数が設けてあり、採点に倍数をかけた後の点数を集計いたします。

満点は100点となり、下記のとおり判断します。

① 70点以上の委員が過半数の場合

申請どおりの補助金の交付を適当とします。

② 70点未満の委員が過半数の場合

補助金の交付を適当でないとします。

③ 70点以上と70点未満の委員が同数の場合

最高採点者と最低採点者の各1名を除き集計後、平均点数が70点以上の場合は申請どおりの補助金の交付を適当とし、平均点が70点未満の場合は補助金の交付を適当でないとします。

各コースにおける審査票は次のとおりとなっています。

市民提案型まちづくり事業補助金審査票
(1)初期活動サポートコース

申請事業名		申請団体名	
【事業内容審査】 5段階評価により記入		委員氏名	

5…非常に高く評価できる 4…高く評価できる 3…評価できる 2…あまり評価できない
1…評価できない

項 目	採点	倍率	点数
① 市民が関心を持ち、共感できる事業であるか。		2	
② 公益に寄与する活性化につながると認められる事業であるか。		2	
③ 西都市のイメージアップに貢献できる事業であるか。		2	
④ 社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか。		2	
⑤ 今後も継続して活動を行っていくことのできる団体と認められるか。		2	
⑥ 今後、補助金に頼らない方向へ進めるのか。		1	
⑦ 事業に計画性実現性が認められるか。		2	
計 A			

【プレゼンテーション審査】

項 目	採点	倍率	点数
① 表現力があり、事業を十分にアピールすることができたか。		2	
② 質問に的確に回答でき、事業を熟知していたか。		2	
③ 事業に対する情熱を感じる事ができたか。		3	
計 B			

合計 A+B	
--------	--

【意見】

1. プレゼンを通して感じた事業内容及び発表上の良かった点、問題点。

<p>(1)良かった点。</p> <p>(2)問題点。</p>
--

2. 合計 A+B が 70 点未満の場合、具体的にどのような修正を加えればより採択に近づけるか。

<p>(1)修正すべき点と修正方法。</p> <p>(2)条件付き採択となる場合、申請額の何%なら交付しても良いか。 ※適切と考える割合に○をつけ、その理由を記載してください。</p> <p>① 75% ② 50% ③ 25% ④ 0%</p> <p>理由</p>

市民提案型まちづくり事業補助金審査票
(2)西都づくりサポートコース

申請事業名		申請団体名	
【事業内容審査】 5段階評価により記入		委員氏名	

5…非常に高く評価できる 4…高く評価できる 3…評価できる 2…あまり評価できない 1…評価できない

項 目	採点	倍率	点数
① 多くの市民が関心を持ち、賛同できる事業であるか。		1.5	
② 西都市の公益に寄与するまたは活性化につながると認められる事業であるか。		2	
③ 西都市のイメージアップまたは情報発信に発展する可能性を持った事業であるか。		2	
④ 西都市の特色を活かした事業である。		1	
⑤ 市民団体が取り組む方が効果の上がる事業であるか。または、市民団体の取り組みにより換えることができる事業であるか。		1	
⑥ 社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか。		1	
⑦ 先駆性・独創性が感じられる事業であるか。また、常に新しいものを取り入れる努力が認められる事業であるか。		1.5	
⑧ 西都市の施策の推進に効果が認められる事業であるか。		1.5	
⑨ 企画力、組織力など事業を運営するうえで必要な能力を持った団体と認められるか。		1.5	
⑩ 補助金のみならず、自己の資金確保を行うなど、自立しようとする意志が見受けられるか。		2	
⑪ 事業に計画性・実現性が認められるか。		1	
⑫ 事業経費について、整合性・妥当性が認められるか。		1	
計 A			

【プレゼンテーション審査】

項 目	採点	倍率	点数
① 表現力があり、事業を十分にアピールすることができたか。		1	
② 質問に的確に回答でき、事業を熟知していたか。		1	
③ 事業に対する情熱を感じる事ができたか。		1	
計 B			

合計 A+B	
--------	--

【意見】

1. プレゼンを通して感じた事業内容及び発表上の良かった点・問題点。

<p>(1)良かった点。</p> <p>(2)問題点。</p>
--

2. 合計 A+B が 70 点未満の場合、具体的にどのような修正を加えればより採択に近づけるか。

<p>(1)修正すべき点と修正方法。</p> <p>(2)条件付き採択となる場合、申請額の何%なら交付しても良いか。 ※適切と考える割合に○をつけ、その理由を記載してください。</p> <p>① 75% ② 50% ③ 25% ④ 0%</p> <p>理由</p>
--

V 補助金の交付

1. 補助金の決定

市長は、市民協働推進委員会からの報告に基づき補助金の交付の可否及び交付額を決定し、申請団体にその結果を通知します。

ただし、特別な理由が生じたときは、本審査で判断された内容と異なる決定をする場合があります。

2. 補助金の交付

補助金の交付決定を受けた場合には、その事業の完了前に補助金を交付（概算払い）します。

補助金の交付決定を受けた事業の実施団体は、「市民提案型まちづくり事業補助金交付請求書」（以下「請求書」という。）を提出していただきます。請求書は、補助金交付決定通知と共に送付します。

提出された請求書の内容を確認し、誤り等がないと認められると、指定の口座へ補助金が振り込まれ（交付され）ます。請求書を受け付けてから交付まで約2週間程度かかります。

3. 結果の公表

補助金の交付の決定を受けた事業の内容等について、市ホームページ（<http://www.city.saito.lg.jp/>）で公表します。

4. 本補助金の広報

補助金が交付された事業の実施団体は、その事業において実施するイベント、購入する備品、発行する印刷物に「西都市市民提案型まちづくり事業補助金」の補助を受けている旨を表示し、本補助金のPRに努めてください。

Ⅵ 実績報告及び補助金額の確定

1. 実績報告

補助金が交付された事業の実施団体は、補助事業が完了した日から、30日以内又は来年4月20日（木）のいずれか早い日までに、次の書類により実績報告をしなければなりません。報告書類様式は、補助金交付決定通知と共に事前に送付します。

- ① 補助事業実績報告書（規則第3号様式）
- ② 事業実績書（要綱様式第5号）
- ③ 収支決算書（要綱様式第6号）
- ④ 様式に明記され必ず必要なもの
 - i 事業実施が確認できる写真等
 - ii すべての支出が確認できる書類（領収書の写し等）

なお、事業に関するパンフレット等の印刷物についても、可能な限り添付をお願いします。

2. 補助金額の確定等

市長は、実績報告の内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることや、その内容が正しいかなどを確認し、補助金の額を確定します。

なお、事業を行った結果、申請時の収支計画よりも経費がかかった場合においても、補助金額は、当初の補助金決定額が上限となります。

3. 補助金の返還

実績報告の結果、次に該当した場合には、補助金の全部若しくは一部を、速やかに返還しなければなりません。

- ① 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- ② 事業に伴う収入が事業に要する経費を上回った場合
- ③ 補助対象経費が申請時の見込みより少なかった場合
- ④ 事業内容が大きく変更された場合
- ⑤ 事業が実施されなかった場合
- ⑥ 補助金の交付決定の際に付した条件に反していると判断された場合

4. 実績の公表

実績報告に基づく内容は、市の広報やホームページにより市民に公表するほか、補助金が交付された事業の実施団体は、市が実施する実績報告会において、発表していただく事になります。

Ⅶ その他

1. 事業計画等の変更

事業企画書、収支計画書などに変更（軽微なものを除きます。）が生じたときや補助事業を中止・廃止するときは、市に報告する必要があります。この場合、必要な範囲において市から指示を行うことがあります。

2. 代表者等の変更

申込み後、代表者や事務所の所在地に変更があった場合には、変更の届け出をしてください。

3. 関係書類の整理等

補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書等）は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

4. 補助金に関わる会計等

市民提案型まちづくり事業補助金に応募し、承認された事業の補助対象経費以外には、補助金を充てることができません。

承認された事業だけの会計帳簿（予算・決算書）を整備してください。

Q & A

1 補助の区分と補助率について

- Q 1 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、各区分を通じて3回までとなっていますが、1回の交付決定により、3回分の補助が約束されるのですか？
- Q 2 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、2回目、3回目の補助金の額が減額されていますが、前回の補助金の額に関係なく2回目、3回目は補助金の額は限度額まで申請できるのですか？
- Q 3 補助金の額が2回目、3回目で減額されているのはなぜですか？

2 補助対象経費

- Q 4 不可欠と認められる旅費は、補助の対象とされていますが、具体的には、どのような旅費が補助対象となりますか？
- Q 5 備品購入費の対象となる備品とはどのようなものですか？
- Q 6 事業に要する経費として認められない経費が必要な場合は申請できないのですか？

3 補助対象団体及び事業

- Q 7 対象となる団体や事業の条件に、公益的な活動、公益性を有するとありますが、ここでいう公益とはどんなものですか？
- Q 8 補助申請ができる団体について、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員とする団体、主たる活動の場が市内にある団体としていますが、構成員のほとんどが西都市外である団体が西都市内で活動を行う場合、補助が受けられますか？
- Q 9 補助の対象とならない団体、事業に営利を目的とするとありますが、何を指しているのですか？
- Q 10 団体の自己資金がなくても補助は受けられますか？
- Q 11 市の財源による他の補助金を受けていない事とありますが、市から何らかの補助金を受けている団体は対象とならないのですか？
- Q 12 申請事業において、民間の団体や個人などから補助を受けている場合は、補助の対象となりますか？

Q13 同じ年度内に、同一団体が複数の申請を行う事はできますか？

4 申請手続

Q14 できて間もない団体が申請するときも、規約は必要ですか。

Q15 申請期間を変更する場合とは、どういう場合ですか？

5 審査

Q16 審査を行う西都市市民協働推進委員会とは、どの様なものですか？

Q17 プレゼンテーションの方法には、一定のきまりがあるのですか？

Q18 審査により補助金の交付が認められなかった事業について、事業内容を修正し、再度申請する事はできますか？

6 補助金の交付

Q19 補助金の交付を受ける際には、口座振込の方法しかとれないのですか？

Q20 結果の公表は、どの様になされますか？

7 実績報告等

Q21 実績報告会ではどの様な発表、報告を行えばよろしいですか？

Q22 実績報告会には必ず出席しなければならないのですか？

1 補助の区分と補助率について

Q1 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、各区分を通じて3回までとなっていますが、1回の交付決定により、3回分の補助が約束されるのですか？

A1 いいえ。

毎回申請していただき、市民協働推進委員会での審査を受けていただく事になります。したがって、前回は交付決定を受けた事業であっても、補助金の交付が受けられない場合もあり得ます。

Q2 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、2回目、3回目の補助金の額が減額されていますが、前回の補助金の額に関係なく2回目、3回目は補助金の額は限度額まで申請できるのですか？

A2 申請できます。

前回補助を受けた団体が、他の区分による補助を申請した場合には、この規定を適用しないとしています。

Q3 補助金の額が2回目、3回目で減額されているのはなぜですか？

A3 市民活動には、自主性はもちろんですが、自立性も求められていると考えます。そして、事業における自己資金の確保は、継続的な活動を続けていくために不可欠です。

このようなことから、市民提案型まちづくり事業補助金においては、段階的に補助金額を減額する事により、資金確保に対する自己努力を行っていただくことで、自立した運営体制を目指していただきたいと考えています。

2 補助対象経費

Q4 不可欠と認められる旅費は、補助の対象とされていますが、具体的には、どのような旅費が補助対象となりますか？

A 4 この規定による旅費の内容は次のとおりです。

- ① 事業を行う場所までの交通費、宿泊費
- ② 研修、会議等に参加するための交通費、宿泊費

いずれも、申請事業を行う上で不可欠と認められ、実費弁償として支払われるものが対象です。

なお、宿泊費については、西都市旅費支給規則に基づき、上限を定めていますので事前にご確認ください。

Q 5 備品購入費の対象となる備品とはどのようなものですか？

A 5 備品購入費の対象となる備品は、概ね5年以上、形を変えることなく使用することができる1品1万円以上の物をいいます。

Q 6 事業に要する経費として認められない経費が必要な場合は申請できないのですか？

A 6 補助事業として申請することはできません。

公益的な事業に対する補助金ですので、飲食費や参加者に対する景品など公益性を欠く経費は事業の経費として認められません。

しかし、補助事業と区分して申請団体の自己資金において負担されるのは構いません。

3 補助対象団体及び事業

Q 7 対象となる団体や事業の条件に、公益的な活動、公益性を有するとありますが、ここでいう公益とはどんなものですか？

A 7 辞書においては、「社会一般の利益。公共の利益。」とあり、ここで用いる場合も同様の意味です。

したがって、団体の構成員など一部の利益のみを目的とした団体や事業は申請の対象となりません。

Q 8 補助申請ができる団体について、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員とする団体、主たる活動の場が市内にある団体としていますが、構成員のほとんどが西都市外である団体が西都市内で活動を行う場合、補助が受けられますか？

A 8 市内に在住、在勤又は在学する方がそうでない方より多ければ良いのですが、構成員のほとんどが西都市外の方であるということであれば、申請の対象となりません。

また、主たる活動の場が市内にあるということについては、団体の所在地が西都市内であれば問題ありませんが、そうでない場合は、主たる活動の場が市内にあるということが、客観的に証明できる資料が必要です。

Q 9 補助の対象とならない団体、事業に営利を目的とするとありますが、何を指しているのですか？

A 9 会社などの様に、事業によって生まれた利益を出資者や従業員等に分配することです。

Q 10 団体の自己資金がなくても補助は受けられますか？

A 10 いいえ。

団体を設立する場合や設立して5年以内の団体であれば、補助率90%の初期サポートコースが活用できますので、10%の自己負担が必要になります。

ただし、自己負担分を参加料や物品の売り上げなど事業に係る収入で補うことができますが、予定した収入が不足した場合には、10%の自己負担が必要となります。また、事業に伴う収入が事業に要する経費を上回った場合には、補助金の全部又は一部を返還してもらいます。

Q 11 市の財源による他の補助金を受けていない事とありますが、市から何らかの補助金を受けている団体は対象とならないのですか？

A 1 1 市から受けている補助金が、申請事業に全く関係がないと証明されれば、申請できます。

Q 1 2 申請事業において、民間の団体や個人などから補助を受けている場合は、補助の対象となりますか？

A 1 2 市からの財源によるものでなければ、申請できます。

Q 1 3 同じ年度内に、同一団体が複数の申請を行う事はできますか？

A 1 3 同一内容の事業については、補助回数3回の範囲内であれば可能です。また、内容が異なる事業であれば、事業毎に何度でも申請を行う事はできます。

しかし、補助金交付の可否は審査を基に決定されるので、申請を行えば必ず補助が受けられるものではない事をご理解ください。

4 申請手続

Q 1 4 できて間もない団体が申請するときも、規約は必要ですか。

A 1 4 はい。

公金である補助金を、代表者や会計処理の方法などを定めていない団体に交付することはできません。また、一定のきまりを定めることは、継続的な活動を続けていくために不可欠だと考えます。

市民協働推進課では、西都市市民活動支援センターの業務として、市民活動に関する相談もしていますので、規約などの作成方法が分からない場合は、ご遠慮なくご相談ください。

Q 1 5 申請期間を変更する場合とは、どういう場合ですか？

A 1 5 市民提案型まちづくり事業補助金は、予算の範囲内で補助を行うものです。したがって、申請期間途中において、補助金交付決定額が年間予算額に達した時には、申請期間を切り上げる場合があります。

5 審査

Q16 審査を行う西都市市民協働推進委員会とは、どのようなものですか？

A16 西都市市民協働推進委員会は、西都市市民活動推進条例に基づき、市民協働に関する事項について、調査、研究、審議等を行うため設置され、公募及び各種団体から選出された市民並びに市の課長級の15名以内の委員で組織されています。

なお、補助金の審査の際に、委員の中に申請団体の構成員がいる場合には、その委員はその事業の審査に参加できない事としています。

Q17 プレゼンテーションの方法には、一定のきまりがあるのですか？

A17 プレゼンテーションの方法は、申請内容と著しく異なる事がなければ、申請団体が自由に行う事ができますし、工夫をすることにより、事業のPRを行う良い機会であると考えています。ただし、持ち時間は厳守していただきます。

また、プレゼンテーションに必要な機材等や持ち込みたい資料等がある場合は、事前にお話しいただければできるだけ対応したいと考えています。

Q18 審査により補助金の交付が認められなかった事業について、事業内容を修正し、再申請する事はできますか？

A18 はい。

ただし、一度審査したものを修正したものであっても、最初から審査をやり直すこととなりますので、必ず補助が受けられるものではない事をご理解ください。

なお、全く修正がなされないままでの再申請は受け付けません。

6 補助金の交付

Q19 補助金の交付を受ける際には、口座振込の方法しかとれないのですか？

A19 現金受取も可能ですが、事後の報告等のため、会計帳簿類を整備しなければなりませんので、その事業のみの通帳等を準備することにより、収支について適切な管理をしていただきたいと思いますと考えております。

Q20 結果の公表は、どの様になされますか？

A20 申請団体には、採点結果と審査票に記載された委員の意見を補助金交付の可否及び交付金額等と一緒に通知します。

なお、公には補助金の交付を受けた事業のみ、その実施団体と事業の概要及び補助決定額等を公表します。

7 実績報告等

Q21 実績報告会ではどのような発表、報告を行えばよろしいですか？

A21 それぞれの事業について、定められた時間内に発表、報告していただく事になります。

実績報告書の内容に基づいて、自由に発表、報告していただければ結構ですので、特別難しく考える必要はありません。

また、報告に必要な機材等や持ち込みたい資料等がある場合は、事前にお話しいただければできるだけ対応したいと考えています。

Q22 実績報告会には必ず出席しなければならないのですか？

A22 この補助金交付においては、実績報告までが一つの流れとして考えていますので、必ず出席していただく事になります。

実績報告会は、団体の活動を広く広報し、他の団体が参考にしていただくことや、事業の見直しにより、更に良い事業を展開していくことを目的としていますので、ご理解をお願いします。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西都市長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

年度市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書

年度西都市市民提案型まちづくり事業補助金の交付を受けたいので、西都市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、申込事項及び関係書類に関して、原則公開とすることを承諾します。

補助金申請事業名 _____

補助金交付申請額 _____ 円

申請する補助の区分に○をしてください。

- (1) 初期活動サポートコース

- (2) 西都づくりサポートコース

処理欄（この欄には記入しないでください。）

受付番号

- 実施団体概要
 - 会員名簿
- 規約・会則等
- 事業企画書
 - 実施スケジュール
- 事業収支計画書

様式第2号（第4条関係）

市民提案型まちづくり事業補助金実施団体概要

①	団体名			
②	代表者	氏 名		
		住 所（〒 - ）		
		TEL	FAX	
		E-mail		
③	事務所等の所在地	（〒 - ）		
		TEL	FAX	
④	連絡責任者 （代表者と異なる場合に記入）	氏 名		
		住 所（〒 - ）		
		TEL	FAX	
		E-mail		
⑤	団体の設立年月日	年	月	日
⑥	団体の規約・会則等	（別紙添付）		
⑦	会員数（団体構成員）	人（うち西都市民の数： 人）別紙名簿添付		
⑧	団体の主な活動と実績			
⑨	直近年度の団体収支 （決算）報告書	（別紙添付） ※新規団体等で決算報告を実施していない場合は、収支予定（予算）の内容がわかるもの		
⑩	市内の活動拠点	所在地（〒 - ） ※②、③がともに西都市外の場合にのみ記載してください。		

様式第3号（第4条関係）

事業企画書

事業名							
交付申請額	百万			千			円
事業の区分	・ 新規申請 ・ 継続（複数回）申請（ 回目）						
項目	※提案事業の目的・目標と内容を具体的にわかりやすく記入してください。						
(1) 事業概要	① 事業実施時期・期間 ※実施スケジュールを添付してください。 ② 事業実施場所 ③ 事業の対象者 ④ 事業実施手法（どのような内容・方法で） ⑤ 他団体等との連携						
(2) 事業の目的・目標	※この事業を行う目的は何で、得られるものは何ですか。						

<p>(3) 事業効果</p>	<p>※この事業を行うことで、どのような効果が期待できますか。</p>
<p>(4) 提案背景</p>	<p>※提案するに至った理由（社会的背景や市民ニーズ等）は何ですか。</p>
<p>(5) 今後の展開</p>	<p>※事業補助終了後、どのように事業展開（事業の発展や自立に向けての目標・考え方など）していこうとお考えですか。</p>
<p>(6) 特記事項</p>	<p>※提案事業やその実施手法の特徴、最も重視していることを記載してください。</p>

様式第4号 (第5条関係)

事業収支計画書

区 分		予算額 (円)	まちづくり事業 補助金内訳 (円)	積 算 内 容	
収 入 の 部					
	(a)小 計				
	(b)まちづくり事業 補助金				
収入合計 (a) + (b)					
支 出 の 部 (補 助 事 業 に 要 す る 経 費)	補 助 対 象 経 費	1 人件費			
		2 報償費			
		3 旅費			
		4 需用費			
		5 役務費			
		6 使用料 及び賃借料			
		7 備品購入費			
	(c)小 計				
	補 助 対 象 外 経 費	8 食糧費 (専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代に限る。)			
		9 委託料 (団体の会員で実施できない業務の外部委託費用等)			
		10 家賃 (敷金及び礼金等を含む。)			
		(d)小 計			
	支出合計 (c) + (d)				

※欄内に記載できないときには、別途任意の用紙に記載し本様式に添付してください。

様式第5号（第7条関係）

事業実績書

事業名	
事業実施期間 又は実施日時	
実施場所	
事業内容の詳細	
事業実施により 得られたこと 及び反省点 (事業効果)	
今後の事業展開 又は活動展開	

※欄内に記載できないときには、別途任意の用紙に記載し本様式に添付してください。

※事業の実施状況が確認できる写真等を添付してください。

様式第6号 (第7条関係)

事業収支決算書

区 分		決算額 (円)	まちづくり事業 補助金内訳 (円)	積 算 内 容	
収 入 の 部					
	(a)小 計				
	(b)まちづくり事業 補助金				
収入合計 (a) + (b)					
支 出 の 部 (補 助 事 業 に 要 す る 経 費)	補 助 対 象 経 費	1 人件費			
		2 報償費			
		3 旅費			
		4 需用費			
		5 役務費			
		6 使用料 及び賃借料			
		7 備品購入費			
	(c)小 計				
	補 助 対 象 外 経 費	8 食糧費 (専門家、講師又は無 償ボランティアへの弁 当代及び茶代に限 る。)			
		9 委託料 (団体の会員で実施で きない業務の外部委託 費用等)			
		10 家賃 (敷金及び礼金等を含 む。)			
		(d)小 計			
	支出合計 (c) + (d)				

※欄内に記載できないときには、別途任意の用紙に記載し本様式に添付してください。

※補助金申請時に提出した事業収支計画書と対比できるように記入してください。

※すべての経費にかかる支出が確認できる書類(領収書等)を添付又は掲示してください。

資料・今までの市民提案型まちづくり事業補助金交付事業

平成18年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	西都市の歴史はわかりガイドブック	西都市の歴史的エピソードや人物を、その地区の中学生が「中学生夏休み歴史探検隊」として、郷土史家との懇談や現地調査によりまとめ、その内容を写真や漫画などを加えて、子どもから大人まで、誰もが楽しく西都市の歴史を学べるハンドブックを作成する。	申請コースは、平成19年度から設定しています	特定非営利活動法人 さいと旗たて会	300,000	300,000
2	コール・西都25周年記念演奏会	西都市内で、唯一25年間継続してきた女性合唱団として、今までの活動の積み重ねを発表し、また、西都原を題材とした「団歌」をプロの作詞家・作曲家に作ってもらい、その歌を市内外で発表することにより、西都市の文化の向上に貢献し、西都市をPRする。		コール・さいと	620,000	250,000
合計					920,000	550,000

平成19年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	三納の空の下で雪と遊ぼう	五ヶ瀬町の新雪約4トンを、三納小学校及び札の元保育園に運び、雪の降らない地域に育てている子ども達に雪遊びの楽しさを教え、子ども達の感性を豊にすることを目的に実施する。また、子どもの健全育成事業として、地域ぐるみで取り組むことで、地域のつながりがより深まっていくことを期待する。	地域コミュニティサポートコース	三納の子どもを健やかに育てる会	60,000	60,000
2	逢初ひなまつり	奥宮崎広域観光協会(西都市、綾町、西米良村)の「ひな祭りロード事業」の一貫として、西都市において「逢初ひなまつり」が実施される。その事業を盛り上げるため、女性による実行委員会を立ち上げ、綾町の難船のような特色あるイベントを目指し、西都市独自のイベントとして、「人間実物大雛壇」の企画実施を行う。	初期活動サポートコース	桃の節句イベント実行委員会	200,000	200,000
合計					260,000	260,000

平成20年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	三納川親子触れ合いつり大会・つかみ取り大会	地域の清流に親しみ、自然環境の素晴らしさを身をもって体験・学習することにより、親子間、地域住民間の触れ合いの場をつくり、子どもの健全育成を目的とする。大会を実施する前に、参加者による河川清掃を実施する。	地域コミュニティサポートコース	三納の子どもを健やかに育てる会	256,000	256,000
2	古代(いにしえ)と現代が交差するまち西都プロジェクト事業	①スクールコンサート、福祉施設慰問コンサートの実施 一流の演奏家が通常のツアー等で来県された時を利用し、スクールコンサート等を実施する ②市民の市民による市民のための手作りコンサートの実施 市民による市内や県内の演奏家による演奏会を定期的に行うことにより、文化を発信する楽しさをおこせる場をつくる。 ③自然と共に生きるまち講演会の実施 西都市の豊かな古墳文化、自然環境を共有し、人にも自然にも優しいまちづくりを目指した講演会を実施する。 3つの事業を関連を持たせながら実施することにより、西都市の文化の再確認及び発信を行うと共に、次代の育成を行うことを目的とする。	西都づくりサポートコース	特定非営利活動法人 さいと	500,000	500,000
3	西都愛歌の記録事業	祭りの音楽、事業・イベント等のテーマソング、校歌、市民歌など西都市で歌い継がれている歌や音楽を、地元の方々や作者、演奏家等に協力いただき、デジタル音源として記録し、CD、インターネット配信等を利用し、多くの市民に聞かせること、その音楽の生い立ちや時代背景を知ること、新たな発見や地域を知る機会となり、郷土愛につなげていくことを目的とする。	西都づくりサポートコース	特定非営利活動法人 さいと旗たて会	400,000	400,000
4	桜川を市民の憩いの場にするための「ピンクピンク大作戦！」	定期的に行っている河川清掃を広く市民の参加を呼びかけ、また、この春に卒業を迎える地域の小・中・高校生に桜の記念植樹を行ってもらい、桜川の現状を知り、桜川に愛着を持ってもらうことにより、桜川における不法投棄の根絶を図り、水環境の改善と河川美化、河川愛護の啓発を行うことを目的とする。	初期活動サポートコース	桜川を憩いの場にする会	191,000	191,000
5	逢初ひなまつり	西都市、綾町、西米良村で構成する「奥宮崎広域観光協議会」が実施する「ひな祭りロード」に併せ、「あいそめ広場」を中心に、空き店舗等を利用し、ひな人形の展示や演奏会を女性の団体だからこそできる事業として開催し、日本の伝統文化である「雛祭り」を正しく伝え、「思いやりの心」や親子の「愛情」を再確認する場とすることを目的とする。	西都づくりサポートコース	桃の節句イベント実行委員会	240,000	240,000
合計					1,587,000	1,587,000

平成21年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	どろんこ大会	地域間でのコミュニティの形成や地域への誇りをもってもらうために、菌元地区内の田んぼを利用し、どろんこバレーなどの各種どろんこ大会を実施しながら、子どもからお年寄りまでふれあいを通してコミュニケーションを図る。また、西都市全域の声掛けをし、この大会を通じて連携できる団体や地域などとコミュニティを深める。	地域コミュニティ サポートコース	菌元どろんこめぐり隊	162,000	162,000
2	桜川を市民の憩いの場にするための「ピンクピンク大作戦！」	市民、市民団体、商工業者、行政の連携によって桜川を愛着のある憩いの場にするを目的とし、昨年度、記念植樹した桜の開花時期に合わせて、子ども達に身近な環境問題を学んでもらうため、桜川の清掃活動を実施するとともに桜側環境スクールを開催する。	初期活動 サポートコース	桜川を憩いの場にする会	171,900	171,900
3	市民活動団体PRと体験事業	市民活動支援センターの登録団体(12団体)で組織される市民活動ネットワーク協議会が、市民活動をより多くの皆様に理解していただくため、情報発信の一環として行う。 お互いに連携・サポートをしながら、西都市民へ環境活動啓発を図るため、西都児湯クリーンセンターで開催される環境フェスタにあわせて、団体活動紹介とエコ体験活動を実施する。	初期活動 サポートコース	西都市市民活動団体ネットワーク協議会	108,000	108,000
合計					441,900	441,900

平成22年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	私たちが創る 未来の西都市プロジェクト事業	①スクールコンサート、福祉施設慰問コンサートの実施 一流の演奏家が通常のツアー等で来県された時を利用し、スクールコンサート等を実施する ②高校生ボランティアとつくる映画祭の実施 西都市内の高校生によるボランティアスタッフを中心に、宮崎県出身の映画監督をゲストに招いた映画上映会とトークショーを開催する。 ③私たちがつくるイベント実践講座の実施 ①②の事業を題材に、イベントを行う際の基本的な事項の講座やチラシ・ポスター作成のワークショップを開催する。	西都づくり サポートコース	特定非営利活動法人 さいと	450,000	450,000
2	桜川を市民の憩いの場にするための「ピンクピンク大作戦3.0」	桜川の清掃活動に参加してもらい、桜川の環境問題を体感するとともに、環境スクールを開催し、関心を高め桜川が憩いの場になることを目的とする。また、この事業を通じて子ども達をはじめ市民、市民グループ、商工業者、行政の活動の連携の場とする。	初期活動 サポートコース	桜川を憩いの場にする会	154,000	154,000
合計					604,000	604,000

平成23年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	コール・西都30周年記念演奏会	結成30周年を迎え、日頃の練習の成果とこれまで培ったものを多くの方々に披露し、団員一人ひとりの合唱音楽に対する認識と技術を高めるとともに、市民の音楽芸術及び地域文化の振興を図る。	西都づくり サポートコース	コール・西都	240,000	240,000
2	西都市民交流事業 「We Love Saito！」	①さいと環境スクール・・・廃油等を再利用し、クリスマスキャンドルを作成する。 ②さいと環境イルミネーション点灯祭・・・環境スクールで作成したキャンドルをあいそめ広場に点灯し、チャリティーコンサートも開催する。 ③さいとおひなまつり・・・ひな祭りの習わしや仕来りをパネル展示し、西都市特有のひな祭りを開催する。 ④さいと桜川美化運動・・・毎月第1日曜日に実施している桜川清掃を広くPRするとともに、桜と菜の花のコラボレーションが見られるように菜の花の植え付けを行う。 この4つの事業を開催し、広く市民に参画して頂くことにより地域の結束を固める事業を目指す。	地域コミュニティ サポートコース	桜川を憩いの場にする会	300,000	300,000
3	ウォーク日本1800 「マンショ没後400年記念ウォーク」	西都市で生まれた伊東マンショの実績を偲び、没後400年記念事業をPRするとともに、ウォーキングで健康づくりを実体験する。 また、市外の参加者を得ることにより西都市のPR及び活性化に貢献する。	初期活動 サポートコース	西都ウォーキングクラブ	47,000	47,000
合計					587,000	587,000

平成24年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	第2回山ん盆踊り	第59区区民の親睦とふるさとに里帰りした人や山村留学関係者との交流として、盆踊り大会を開催する。盆踊り大会は、青年団による模擬店や女性部の踊り、また子どもたちと一緒に作った廃油ロウソクを地元の竹灯籠に灯すなど住民総参加の祭りにする。打ち上げ花火も行い、夏のイベントとして定着させる。	地域コミュニティサポートコース	第59区公民館	300,000	300,000
2	伊東満所(マンショ)没後40年記念事業支援事業	伊東マンショの偉業を周知させる啓発パネルを作成し、マンショ没後40年記念式典において展示する。伊東マンショを顕彰するとともに記念事業を盛り上げ地域の活性化を図る。	初期活動サポートコース	伊東満所(マンショ)没後40年記念事業推進協会	151,000	151,000
3	廃線から30年「思い出の妻線！」	妻線の功績の顕彰や「妻」ブランドの確立などのために平成26年度に「妻線」廃線30周年イベントを開催する。そのイベントに向け、広報を図りながら広く思い出の品や写真などを収集する。	立ち上がりサポートコース	思い出の妻線実行委員会	100,000	100,000
合計					551,000	551,000

平成25年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	DanceMixRevolution	現在、西都市内の子供たちを中心としたヒップホップダンス教室は多数あり、市内各地で開催されるお祭りやイベントに参加しているが、ホールを利用したイベントがないため、市内で活動する各団体が協力し合い西都市文化ホールを利用イベントを開催することで、子供たちの大きな目標となる環境を創る。	初期活動サポートコース	DanceMixRevolution実行委員会	200,000	200,000
2	ふれあい交流事業・施設訪問活動事業	子供たちと高齢者の方々との交流を通し、社会の一員としてボランティアする喜びや感動を分かち合い、子供の健全育成や高齢者の生きがいづくりを図る。	初期活動サポートコース	丹遊会	200,000	200,000
合計					400,000	400,000

平成26年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	西都エイサー指導、育成事業	エイサーイベントで、市外への西都観光のPRを行い、西都地域の活性化に貢献する。青少年の自立性を促す。	初期活動サポートコース	西都POP-Mエイサー	300,000	300,000
2	西都 DE JAZZ FES事業	①音楽文化の振興 上質な音楽はこころを豊かにし心の拠り所となる。幅広い年齢層の方々に楽しんでいただく。 ②地域コミュニティ 歴史ある行事の他に新しいイベントを取り入れ若者の発掘を進め、時代に合うコミュニティをつくる。 ③地域企業との協和 コンサート会場の神楽酒造のあぐりの丘の活用。	初期活動サポートコース	西都 DE JAZZ FES 実行委員会	287,200	287,200
3	Live After Music事業	①西都市の音楽文化の振興 県内でトップクラスの音楽を楽しんでいただく。 ②新しい試み 宿泊施設との連携を図り、市内滞在を狙う。 ③自立 西都市では現在自主的な音楽イベントがない。自立的なイベントをつくり意識改革を含む文化向上を目指す。	初期活動サポートコース	Live After Music 実行委員会	200,000	200,000
合計					787,200	787,200

平成27年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	Time After Four事業	①西都市の音楽文化の振興 比較的若者向きの音楽文化を考えており、県内トップクラスの音楽を安価な料金で楽しんでいただく。 ②自立 西都市では現在自主的な音楽イベントがない。自立的なイベントをつくり意識改革を含む文化向上を目指す。	初期活動サポートコース	Time After Four 実行委員会	200,000	200,000
2	西都 DE JAZZ FES事業	・地域企業である神楽酒造との協和を図り、文化振興を行う。 ・文化は心の拠り所となる。開放感のある会場で、地域の方々とお質な音楽、食、お酒を楽しみ、活力になるよう努める。 ・地域企業の神楽酒造を幅広く知っていただき、地域企業と地元とのコミュニケーションを図る。	西都づくりサポートコース	西都 DE JAZZ FES 実行委員会	364,160	364,160
合計					564,160	564,160

平成28年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	※採択なし					
合計					0	0

平成29年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	ロビーコンサート～ステージオンステージ	①音楽活動を通して、地域の人々との交流を深めると同時に会員の合唱の上達及び技術面の向上、高齢者の生きることへの糧につながる。 ②各自の意欲が、市の文化振興の為に大いに一助を担っていく事にもつながる。 ③ロビーコンサートに行き一歩感じる事は歌う側と客席が一体になって、肌と肌の触れあいそこから伝わってくる人と人との温かい気持ちや、笑顔、信頼ロビーコンサートをやってきて良かったと思う瞬間になる。 地域の人々と共に生きる楽しさを求めていくことを目的とする。	西都づくり サポートコース	西都童謡を歌う会	190,000	190,000
合計					190,000	190,000

平成30年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	サマーフェスティバルSWAT	①イベントを通して西都市の魅力やお店の紹介などを行うことで、街の賑わいを取り戻し、西都市を活性化させることを目的とする。 ②地域で活躍しているダンスチームやバンド演奏、誰でも参加できるカラオケなどを行い、子どもからお年寄りまで楽しめるステージづくりを行う。 ③西都市内外の飲食店でフードコートを設け、食とお酒と音楽を長時間楽しめる空間を作る。	西都づくり サポートコース	夜桜會	500,000	250,000
合計					500,000	250,000

令和元年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	西都原ひめ蛸の保護及び啓発活動	西都原ひめ蛸の保護活動・生息地調査・啓蒙活動等を年間を通して実施し、西都の自然財産・観光資源としてPRする。	初期活動 サポートコース	西都原ひめ蛸を守る会	297,000	297,000
2	サマーフェスティバルSWAT	①イベントを通して西都市の魅力やお店の紹介などを行うことで、街の賑わいを取り戻し、西都市を活性化させることを目的とする。 ②地域で活躍しているダンスチームやバンド演奏、誰でも参加できるカラオケなどを行い、子どもからお年寄りまで楽しめるステージづくりを行う。 ③西都市内外の飲食店でフードコートを設け、食とお酒と音楽を長時間楽しめる空間を作る。	西都づくり サポートコース	夜桜會	450,000	450,000
合計					747,000	747,000

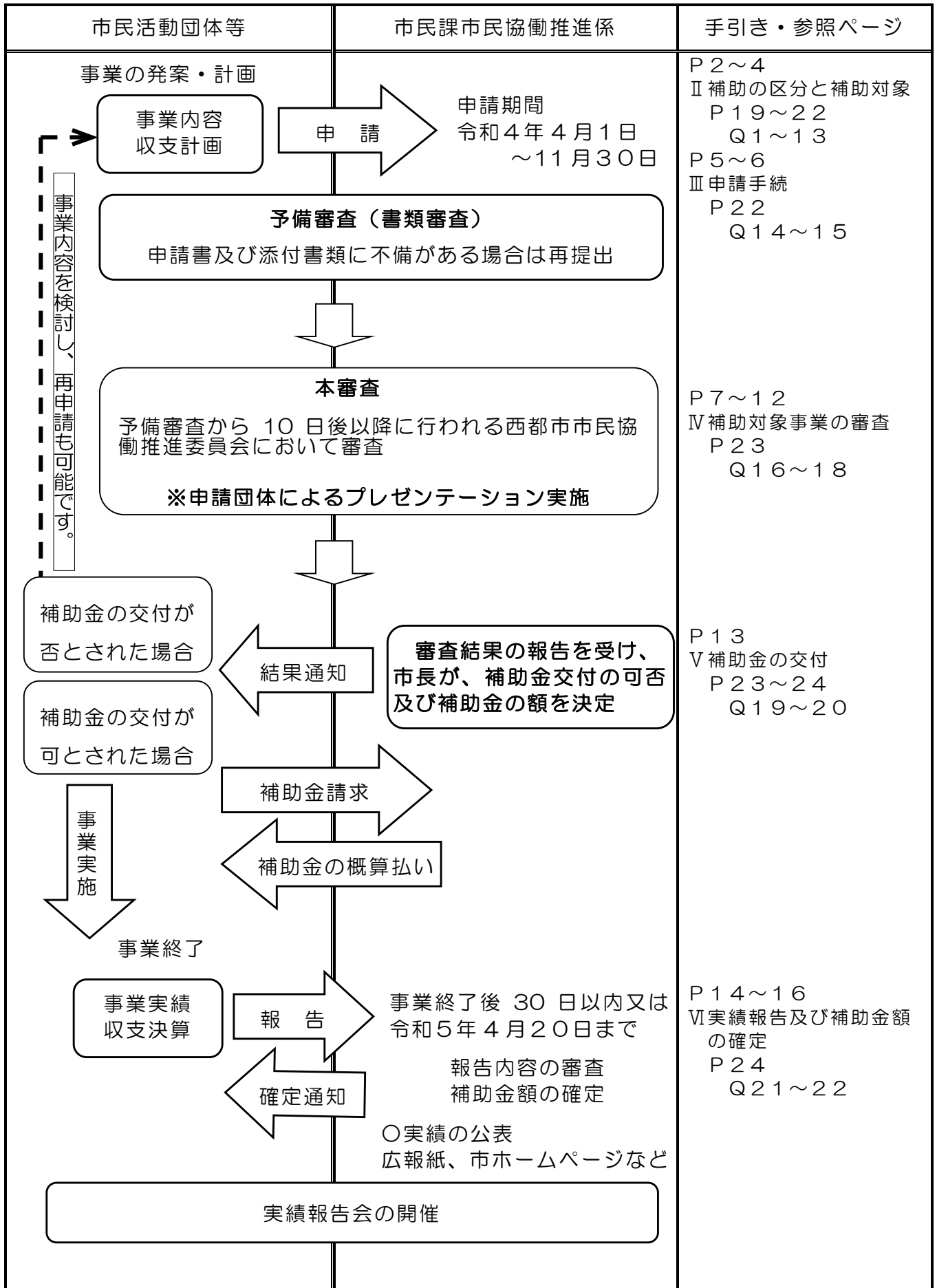
令和2年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	西都原ひめ蛸の保護及び啓発活動	西都原ひめ蛸の保護活動・生息地調査・啓蒙活動等を年間を通して実施し、西都の自然財産・観光資源としてPRする。	初期活動 サポートコース	西都原ひめ蛸を守る会	270,000	270,000
2	西都・東米良地域情報収集発信事業	東米良地区の保全、伝統継承および村おこしに寄与するとともに日本国内の山林生活のモデルケースとなることを目的として、東米良地域住民および環境に対して、現在および近未来に当面する様々な地域課題の解決に関する事業を行う。	初期活動 サポートコース	東米良創生会	300,000	300,000
合計					570,000	570,000

令和3年度

	申請事業名	申請内容	申請コース	申請団体	交付申請額 (円)	交付決定額 (円)
1	西都原ひめ蛭の保護及び啓発活動	西都原ひめ蛭の保護活動・生息地調査・啓蒙活動等を年間を通して実施し、西都の自然財産・観光資源としてPRする。	初期活動 サポートコース	西都原ひめ蛭を守る会	240,000	240,000
2	西都・東米良地域情報収集発信 事業	東米良地区の保全、伝統継承および村おこしに寄与するとともに日本国内の山林生活のモデルケースとなることを目的として、東米良地域住民および環境に対して、現在および近未来に当面する様々な地域課題の解決に関する事業を行う。	初期活動 サポートコース	東米良創生会	270,000	270,000
		合計			510,000	510,000

市民提案型まちづくり事業補助金交付事業の流れ



西 都 市

市民課市民協働推進係
(西都市いきがい
交流広場内)

TEL 43-1204 (直通)